

緊急災害時等における規程

第1条 登校前において、特別警報・暴風警報・暴風雪警報・津波警報及び大雨警報に伴う避難準備以上の避難情報が発令されている場合は、生徒は自宅で待機すること。前述の警報が解除され次第、安全に留意して登校すること。

第2条 公共交通機関を利用している生徒は、登校前において、公共交通機関が自然災害で不通の場合は、自宅で待機すること。公共交通機関が復旧次第、安全に留意して登校すること。

第3条 午後4時までには、第1条の警報等が解除されない場合又は公共交通機関が復旧しない場合は、自宅で学習すること。

第4条 第1条又は第2条に該当する場合の定期考査の実施については、原則として考査は順延とする。

第5条 生徒が登校後において、災害等の影響が考えられる場合は、校長の判断で対処する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

平成26年6月一部改正

平成27年5月一部改正

平成29年1月一部改正

平成30年7月一部改正